

③ 子どもが利用できる場所について 知りたい

しょうがいじつうしよし えんじぎょう 障害児通所支援事業

じどうはったつし えんじぎょう ほうかごとうで いさーびすじぎょう (児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業)

このページでは主に障害のある児童や発達に心配がある児童に療育を提供する事業について説明します。

サービスが利用できる方

- しょうがいしゃでちよう も かた
障害者手帳をお持ちの方
- いりようきかん はったつしょうがい しんだん う かた
医療機関などで発達障害などの診断を受けている方
- じどうはったつし えんじぎょう みしゅうがく こ
児童発達支援事業…未就学のお子さま
- ほうかごとうで いさーびすじぎょう がっこう がっこうきょういくほう きてい がっこう ようちえん だいがく のぞ
放課後等デイサービス事業…学校（※学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く））に通学中のお子さま

費用について

- りようしゃ ひようふたん しく かくにん
利用者の費用負担の仕組み（P22）をご確認ください。

サービスの内容

じどうはったつし えん しゅうがくまえし えん 児童発達支援(就学前支援)

しんしん はったつ しんぱい しょうがい あ にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しゅうだんせいかつ
心身の発達の心配や障害のあるお子さまに合わせた、日常生活の基本的な動作や集団生活への
てきおう ぶんれん かつどう ぶるぐらむ おこな
適応などができるよう訓練や活動(プログラム)を行います。

ほうかごとうで いさーびす 放課後等デイサービス

しんしん はったつ しんぱい しょうがい こ ほうかご ちようきやす せいかつのうりよく こうじょう
心身の発達の心配や障害のあるお子さまが放課後や長期休みなどに、生活能力の向上のために
じぎょうしょ つうしょ ひつよう ぶんれん しゃかい こうりゅう きかい ぼしよ がっこうつうがくちゅう
事業所に通所し、必要な訓練をしたり社会との交流の機会をもったりする場所です。学校通学中
こ たいしやう ようちえん だいがく のぞ
のお子さまが対象です(幼稚園・大学を除きます)。

ほか しょうがいしゃちいきかつどう ほーむ とろく りよう しよーとすてい いちじけあ
その他、「障害者地域活動ホーム」に登録して利用する、ショートステイ・一時ケアもあります。
くわ しょうがいしゃちいきかつどう ほーむ らん
詳しくは「障害者地域活動ホーム」(P24～P26)をご覧ください。

じどうはったつしえん ほうかごとうでいさーびすりよう てつづ
児童発達支援、放課後等デイサービス利用までの手続き

そうだん くやくしょまた じぎょうしょ
相談(区役所又は事業所)



けんがく りよう ちょうせい
見学・利用の調整



しんせいしょ たいしゆつ
申請書などの提出



かていほうもん まどぐち
**家庭訪問や窓口での
 面接による調査**



しきゆうけつてい じゆきゆうしゃしよう こうふ
支給決定・受給者証の交付



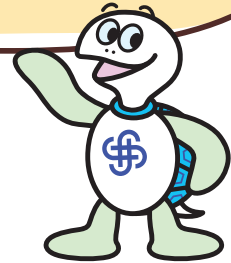
さーびす けいやく りようかいし
サービスの契約・利用開始

さーびす りよう さーびすとうりよう
**サービスを利用するには「サービス等利用
 計画案」などの作成が必要です。**

「サービス等利用計画案」などの書類は、**A**か**B**ど
 ちらかを選んで作成し、区役所福祉保健センターに
 提出します。

A 「指定特定相談支援事業所」に作成を依頼
 (ページ下◎参照)

B サービス利用者が自分(子どもの場合は保護者)で
 作成(=セルフプラン)



※ ショートステイ、一時ケアについては、各障害者地域活動ホーム(P24～26)、もしくは区役所
 福祉保健センター (P4)までお問い合わせください。

○ 児童発達支援・放課後等デイサービスが利用できる事業所は、横浜市こども青少年局
 ホームページ「障害児通所支援事業について」のページからお調べいただけます。

◎ 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所

よこはまし しょうがいじつうしよしえんじぎょう
 横浜市 障害児通所支援事業



指定特定相談支援事業所は、横浜市健康福祉局ホームページでお調べいただけます。

◎ 指定特定相談支援事業所(サービス等利用計画案等作成)

よこはま そうだんしえん
 横浜 相談支援



詳しくは、区役所福祉保健センターにお問い合わせください。

1 相談

2 日中通う場所

3 子どもが利用

4 地域で喜ぶ

5 仲間とつながる